

審査基準整理票

処分名	大津京駅前公共駐車場ほか3場における駐車料金の還付		
根拠法令名	大津市自動車駐車場条例 (平成9年12月25日条例第42号)	(条項) 第6条	
基準法令名		(条項)	
所管部署	建設部 建設監理課 駐車場グループ		
標準処理期間	15日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
[大津京駅前公共駐車場ほか3場における駐車料金の還付] 大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅北口公共駐車場及び膳所駅前公共駐車場における駐車料金の還付は、同条例同条の「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当することを基準とし、それは次の事項に該当する場合をいう。 ・天災地変による自動車駐車場の損壊等により、自動車駐車場が使用不可能な状態及び駐車場内の工事等で使用不可能になった場合。 回数駐車券、プリペイドカードについては、残券額面合計額（残金）に購入時の割引率を乗じて得た額を還付し、定期券については、当該理由の発生した日を基準として、当該定期駐車券を日割りによって計算した額に残日数を乗じて得た額を還付する。			

<参考>

【根拠条例】

大津市自動車駐車場条例

第6条 回数駐車券、プリペイドカード、定期駐車券、屋上定期駐車券、夜間定期駐車券及び1日駐車券に係る既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める時は、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。